



Title	イギリスの議会政治と労働党(一) : 労働党の政治指導の確立を中心として
Author(s)	十亀, 昭雄; SOGAME, A
Citation	北海道大學 法學會論集, 9(3), 1-18
Issue Date	1959-01-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/17055">https://hdl.handle.net/2115/17055</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	9(3)_p1-18.pdf



# イギリス議会議会政治と労働党 (一)

——労働党の政治指導の形成を中心として——

十  
亀  
昭  
雄

## 序 問題の所在

一章 圧力団体から組織・政策の再編（以下次号）

二章 「陛下の反対党」への進出と労働党内閣

結 要約と展望

## 序 論 問題の所在

十九世紀後半から今日にかけての議会議制の構造および機能転換、さらに現代の大衆社会における議会議制の地位と役割、また現在広く政治社会が直面する経済的社会的諸問題に対する議会議主義的解決方式の有効性等々の問題はつとに早くから議会議主義について投げかけられてきている。しかも他方、それにもかかわらず、しばしば議会議政治の母国とされるイギリスの政党组织、なかならずその二党制政治様式が意識的あるいは無意識に議会議主義の正統的な支配様式と

して觀念されて今日もなお責任政治運用の理想的範型として所与的に前提されたり、またイギリスの二大政党制が政治的統合と安定との象徴としてかなり広汎に操作、使用されているのはいかなる理由にもとづくものであろうか。

なるほど、民衆の広汎な政治過程への参与（議會制デモクラシーの理想）と政府の權力の政策決定の必要（およそ一切の統治の要請）との調整を典型的に制度化したのがイギリスの議會制デモクラシーの特徴であり、同時にこの政治權力形成への民衆参与という条件を充足しつつ、他方政策形成という統治の課題を提供するのがイギリスの二大政党制とその政治指導体制とであるということはできる。しかも政治参与と政策決定の必要との調和が伝統的議會主義の枠内で漸進的に、政党の *technical dualism* を媒介してもたらされ、そのデュアリズムが現在もなお議會主義の枠内において有効な政治的リーダーシップを提供しているとする構造分析に立脚するならば、議會制という制度枠、その枠組における責任二党政治が広く政治の理想的模型として捉えられるであろうこと、したがって民主的政治過程に応わしい支配様式として表象されるであろうことは、容易に首肯しうるところではある。

このようにみると、イギリス政党制についての神話が今日に至るまで相変らずぐれて望ましい政治的安定の価値象徴として用いられる根拠の一部は、かかる有効にかつ責任ある指導体制が政党制の二党制によつて提供されているとする思考方法あるいはアプローチに内在するものであるから、イギリスの政治的支配様式に対するこのような標準枠とは異なる視点からすると必ずしも普遍妥当ではありえないことになり、したがって当然批判の対象ともされるわけである。たとえば、イギリスの政党制をもつてアメリカの政党の掬るべき理想型と考えるアメリカのいわゆる二党制論者の依拠する根本前提自体を反省ないし再検討して、政党の組織、構造、機能の平面的靜態的比較から導かれるイギリス政党制の神格化をきびしく理論的に批判する立場はその一つであらう。すなわち「アメリカの幹部」

政党と比較してイギリスの大衆政党が近代的政党の原型 (proto-type) であると考えられるなら合理的意味も存在しない。……ともかく政治参与のある種の形態が近代的であり、他の参与形式は近代的でないといつたりするのは全く恣意的なものである」とする批判的立場である。その際、近代的とは何を指すかという概念規定ないし意味は別としても、一国の政治、社会、経済、文化の總体的構造とその歴史の諸条件、権力構造と政治状況の特殊性などに応じてそれぞれに相異なる形式と内容と程度との政治参加が、基本的政治制度と絡み合いながら政党の組織構造、イデオロギー、リーダーシップ、行動様式等を相互的に規制する関係にあることはいうまでもないことである。

つまり、政党とは「社会力 (social forces) を政治権力に translate する唯一のもつとも主要な道具」であるとする。と政党は、一方では社会的力関係の歴史の推移と権力関係の具体的在り方を必然的に反映しつつ、他方ではその具体的権力関係がキャナライズされ組織化されていく政治制度上のルート、制度枠と密接に関係せざるをえない。したがって社会的力関係ないし権力関係の歴史的ダイナミックスの構造いかんによつて政党制、その構造、機能、行動様式は大きく制約されざるをえないのである。このようにして社会的勢力の表現としての政党がいかなる政治状況と政治過程とを反映し、また社会的力関係の歴史的推移とどのような構造的機能的連関にあるかを立体的包括的に理解するためには、一定の社会構造と文化様式の總体構造のなかに政党の組織態様と作用構造、役割を正當に位置づけなくてはならないわけである。

二百数十年にわたる議會制度の連続的漸進的發展、そこに培われた制度の自明性ないし正当性信念という根強い伝統を支えられたイギリスの議會政治の歴史の運用は、今日、主要政党の党首、したがつて内閣首相に強力な指導権を附与するに至り、しかも内閣の強力なリーダーシップは議會制Ⅱ二党制を通じて有権者Ⅱ市民に最終的責任を負うこ

とにより民主的政治過程が保障されている——合意による支配 Government by Consent の伝統的な機構とその象徴による体制の安定——というのは周知の議論である。<sup>(11)</sup>かかるイギリス議会制の建前ないし論理が政治体制の自明性もしくは正当性シムボルとしてどのように政党の組織、政策、イデオロギーおよび行動様式に一定の政治的効果をおよぼしているようと、ともかくイギリス政党制はイギリス独自の政治状況の歴史的展開とそこに発する政治的課題に制約されつつ、イギリス特有の政治的力関係を表現し反映したものである。したがつてまた各国々の政党制を制度化以前の運動と組織化過程のレヴェルでの分析を捨象して完結した既成制度として、機械的平面的に比較考察したり、制度の次元において政党制の一長一短を云々することには少なくとも学問的意味がないといわねばならないであろう。<sup>(12)</sup>

二〇世紀の今日の現実、すなわちいわゆる「大衆社会」的諸条件の下での議会主義の権力体系において最高の政策決定権が頂点に集中するのは不可避的な傾向であるが、これと並行して高度に組織化された政党がこの頂点の政治的指導者を日常的に培養ないし提供することによつて比較的安定した指導体制をイギリスの議会政治が実現しえており、その上かかる指導体制が相対的に均衡した政党のテクニカル・デュアリズムによつて機構的に保障されているから、政党の支持者の集団が集団的にフラストレートされることが少ないというのはたしかにイギリスの政治状況の重要な一側面である。それ故、かかる政治状況の下にあつては——政党紀律の高度化、議会多数党を媒介とする内閣への著しい権力集中、およびテクニカル・デュアリズム、さらに政党内諸組織間の高度の機能的分業化——議会外大衆政党組織は内閣と内閣が代表する体制への圧力団体化する傾向を潜在的に有している。もとよりこの傾向は政党全体の体制化と並行する現象であるから、体制化の内容と方向ならびに特質と無関係ではないであらう。それは当面ともかくとして、概括的にいえば、(一)内閣への権力集中、(二)福祉国家ないし計画経済の構造、(三)議会主義に対する基本的

一致が相まつて、政党間の政治的行動様式を著しく接近せしめ——改良なり改革なりの方向と目標ではなしにペースとスピードの差異を示すにとどまるかにみえる保守、労働党体制、福祉国家への同意——この課題の共通性からもたらされる行動様式と同質化過程がひいては政策的一致を招来するに至ることもまた否定できない現実である。<sup>(13)</sup>

一九四五年、政治の主導権を把握して第二次大戦後の荒廢せる体制の再編と安定に乗り出し、しかも自らの諸政策の成果と効果とによつて保守党の政治指導と同質化するに至るコースをたどつた戦後労働党の政治指導は、議会党と議會外党組織との機能分化を議會主義レジームの許容しうる極限にまで押し進めることになり、<sup>(14)</sup>その地点において改革へのパッションと方向感覚との衷失という事態をもたらしているのはその一証左であろう。このリーダーシップ同質化の進展は政党の組織全体に波及することはさげ難い。かくしてフォロアーの利益要求は、政策的差異を漸減せしめる同質的リーダーシップへとキャナライズされねばならず、しかも他方それぞれの政治指導は広くフォロアーの多元的な利益要求を不断に近似的政策に昇華させるべく要請されざるをえない。ここに政策的貧困化と雄大な構想<sup>ヴィジョン</sup>の衷失は構造的にある程度さげ難い事態であろう。したがつて福祉国家の建設という既定の行動様式に制約されつつ、しかも政策的怠慢が政党の機構上も許され<sup>(15)</sup>ないという状況にあつて、労働党は創造的リーダーシップ發揮の非常な困難性という政治状況に直面するに至る。しかも自らの社会主義を目標とする政党としての存在理由を確保していかねばならないという今一つの苦しい条件も重なつてゐるのである。この傾向は労働党にとつてさげえない運命であろうか。

イギリスの自由主義が歴史的に育くんできた妥協 compromise と改良 reform の伝統的遺産を自らの政治指導のスタイルと内容に同化吸収<sup>(16)</sup>して漸進の不可避性 inevitability of gradualness を学び、他方議會主義への順応により、社会主義を議會制が許容しうる最大限までイギリス化し、さらにその後、福祉国家政策の追求によつて保守党とのかつ

ての政策的対立から政策的接近へと転化した労働党は、したがつてまた議会議主義的デモクラシーと社会主義との理論的実践的な相互関係という今日の課題を、いわばその極限形態において担っているものといえよう。少なくともこの課題に対する一つの典型的アプローチをプラグマティックに実践しているものと考えることが許されよう。

現在、労働党が直面している理論的実践的諸問題もこの極限状況での労働党の苦悶、つまり現状への満足と、そこから脱皮して一步社会主義へ前進せんとする努力との相剋の現われであるといふことができる。すなわち、議会議主義の基礎の大衆社会化という基本状況において、福祉国家化という方向で体制政党化しつつ、しかも体制変革のエネルギを漸次喪失してゆきながらもそれを自らの支持層の何処かに発見し、あるいは発掘して組織化してゆかねばならないというジレンマに労働党は直面しているといえようか。労働党から内部的ドライトゲノオイス原動力と社会主義的変革への情熱が失われつつある今日、保守労働両党の政策的均衡に根本的破綻をもたらす程に保守党リーダーシップが、失政と国内的国際的政策追求の構造的困難に直面するか、もしくは保守党リーダーシップの失敗と関連しつつ、労働党内部の権力関係に著しい転換現象がもたらされて、そこに新しい指導体制ないし指導力が誕生するか、労働党の社会主義へ向つての一步前進は基本的にはこの二つの状態変化にかけられているとみることができよう。

さて右のような抽象的説明をいま戦後の労働党の行動様式と足跡に即して検討してみるとどうであろうか。福祉国家による体制の安定と再組織をほぼ確立した労働党の戦後功績はいろいろな立場からの批判は別としても、何人も否めないところであろう。また議会議主義に依拠する「イギリス社会主義」の漸進的実現を企図した労働党が、議会議主義と社会主義の相互関連という問題に対してもつ意味と役割の大きいことも否定できない。

ところで、前にも述べたごとく、労働党による福祉国家の現実化が同時に労働党にいくたの困難な諸問題を投げか

けているのは何故であろうか。クロスマンは「福祉国家の完成により労働党は変革の政党ではなくして戦後の現状維持者になる危険に陥つた」(傍点筆者)と指摘し、労働党が当面する問題の一端、しかも重要な問題への危惧を表明している。労働党の政策的行詰り状態と、次の段階への方向と目標喪失が労働党の危機として論評されてから久しいが、この福祉国家の実現それ自体が惹起した労働党の混乱とシレンマは、同じくクロスマンによつて次のように指摘されている点にもうかがうことができよう。「一九五〇年、労働党が仮に議会で圧倒的多数を占めても、社会主義への前進は停止したであろう。右派は地固めを主張し、左派はより多くの社会主義を要求したが、……今やわれわれの社会主義がユニオニズムに墮落する危険にさらされている。そうなれば政治は与党と野党の問題になるであろうし、二党間には差別がなくなり、社会変革の推進力は新しい危険な政治運動によつて受けつがれるのも間もないだろう」(19)。

このような労働党に対する左右からの公式、非公式のきびしい批判にもかかわらず、たしかに社会変革への漸進的かつプラグマティックなアプローチ、議会主義による社会主義の実現という労働党のいわば公認のイデオロギー、および既定の行動様式はなお党の主流的支配的傾向ではある。しかし、福祉国家的安定に潜在する危険はイデオロギーの上からは党内左派、急進的社会主義者とトーリー・デモクラットとの両方から共にその政策および政策目標を批判攻撃されるという事情にもその一端を知ることができよう。また現実政治の側面についてみれば、福祉国家の全体構造が労働党の政策的行詰りをもたらし、今なおそのシレンマから脱け切れずして、福祉国家化に同意せる保守党政権のそれに代る積極的建設的政策を見出しえず、このシレンマのはね返りが過日の総選挙における二度の敗北となつて結果したという事情にもその一面をよみとることができるであろう。

福祉国家の実現は、一つには福祉体制による受益者の大量創出と、今一つには社会の主要な組織集団間に現体制の

肯定とをもちたらずることにより、保守党労働党の両者から政策的差異を奪い、さらに福祉国家を両党が等しく政策形成の現実的所与条件化した以上、福祉国家を政策形成の自明の前提とする労働党の政策体系と政策観から体制の選択をめぐる課題意識と体制変革の使命感、構想が稀薄化されるのは必至でなければならぬ。まさにここにイギリスの社会主義運動が当面する矛盾と課題とがひそんでおり、この運動の担い手が新しい未来構想と政策樹立にもとずくリーダーシップの全面的再検討を要請される現実的根拠がある。加えて、クロスマンの指摘する労働党の「現状維持の態度」、したがってその意味での体制政党化が、社会主義運動の一層の前進の起動力を、一面では外的状況の根本的変化に頼らしめているものとすると、保守党の失政と政策困難に因る労働党の失地回復ということではたして十分であるか。かかる消極的受動的な、状況変化への順応ないし依存という姿勢は、社会主義への積極的な前進のエネルギーとこのエネルギーを組織化するに適切有効なリーダーシップを果して自然にもたらすことが可能なのであろうか。

もとより、一九四五年から五一年にかけての労働党政権の政策とその成果が労働党的改革原理の最終的帰結なのか、それとも民主的社會主義へ向つての第一の礎石をおいたものでそれ以上のもではないのか、ということを分析するには戦後十年の経過は短かすぎるではあろう。このような労働党の施政と政策の効果についての高踏的価値判断ないし外在的批判はともかくとして、外部状況の変化、内的条件の改革いずれの場合にしても、労働党に現状脱出と再出発がもし客観的に要請されるとすれば、その必須の条件は、労働党の未来の行動様式を指導するに十分な構想と政策理念、変革の理論、前進への新しい視座と原理の探究、そして同時に過去の諸成果、政策、組織、行動様式ないし指導体制の理論的再検討にあることは確実といわねばならない。

「労働党の骨格である労働組合は福祉国家に重要な利益を見出しているし、また保守派も自らの安全と安定とが、

保護的管理者としての福祉国家によつて保障されているものと自覚している」とすれば、福祉国家はイギリス社会を構成する主要勢力によつても等しく是認されているわけであり、福祉国家という枠での利害関係の調整と妥協が各政党のリーダーシップに期待される。このようないわば各政党の社会的集团的基礎においての福祉国家への一致は労働党リーダーシップに一層の困難をもたらすかもしれない。だがしかし、妥協はいうまでもなく当事者にとつてあくまでも妥協であつてさまざまな争点の根本的解決ではない以上、政治的対立ないし紛争の激化という潜在的要因はかかる政治の状況にも、また労働党の当面するかかる状況にも十分に潜在せしめられているのである。ともかく現在の福祉国家という時点において暫定的にいふことは何かということになれば、当面の既得権益化した権力、利益の分前と地位とを根本的かつ大幅に変革もしくは破壊するようなことは両勢力とも企図しないということではある<sup>(21)</sup>。

以上のように戦後の福祉国家との関連で労働党を考察すると、ある視角からいえば、労働党の戦後功績の一つは保守党の一步前進と脱皮をうながしたことであり、その遺産として、保守党を脱皮せしめた正にその地点において保守党と相並び、労働党自身の体制政党化を必至ならしめられたということができよう。したがつて社会主義へ向つての前進とその展望に関する限り、逆説的ではあるが、「社会主義共和国の建設への主要な障害は、現在の福祉国家および部分的に計画化された混合経済それ自体である<sup>(22)</sup>」とみても差支えないかもしれない。

以上に概観したような労働党が直面するシレンマは労働党政策の成果と共に労働党の政治指導が自ら作りだしたものであるからには、その諸要因はすでに労働党のリーダーシップの形成期にはまれており、何らかの程度と形式において潜在していたものではなからうか。労働党のリーダーシップの確立、形成過程の理論的研究に焦点をしぼり、今日の労働党リーダーシップのもつ諸問題の解明に一つの手懸りをえたいというのが本稿の意図するところである

説  
が、それは以上のような問題観に由つてゐるのである。

論  
補論 イギリスの議會制と労働党。「イギリス国家体制の客観的研究は政党をもつてはじまり、政党をもつて終る」<sup>(23)</sup>

とジエニングスは述べているが、イギリス議會主義の成功的運用にとつて政党制しかも二大政党制が不可欠な条件であり、この政党制なしには議會政治が不可能であることを主張する数多くの憲法論、制度論があることは周知のことである。<sup>(24)</sup>もとよりそれらにおいて政党制是認の理由や視座はさまざまであり、また議會制と政党制の理解の態度なり仕方や、両者の関連に対するアプローチは必ずしも同一ではない。けれども「国王は統治せず、君臨する」というイギリス議會主義の明白な一原則にさらに「議會は統治しないし、また統治できない」という考察が重ねられる時、イギリス国家体制の客観的現実的な理解の鍵の重要な一つはかかる議會主義の考察をもたらさざるをえなかつた議會主義の変貌つまり議會主義の構造的機能的轉換を媒介した大衆政党の發展と内閣の解明に求められねばならない。「政党はイギリスの（25）国家体制（26）に從属した constitution」といふスメリーの表現はスウィーピングではあるが、その間の事情を端的にいい現わしている。いずれにしても政党制、なかんずくイギリスに伝統的な二党制が議會制の《vital principle》<sup>(27)</sup>であるというのは、数多くの憲法論、伝統的制度論に共通した思考態度であり、イギリス議會主義解明のほとんど体制的視座構造であるのみで差支えないであらう。

「デモスは支配しえない——國民主權とは fiction であり、それは普通選挙によるエリートによつて媒介される——。民主主義は、およそ一切の国家支配の術（28）と同じく、少数者支配、すなわち oligarchy であるが、ただ責任政府と普通平等選挙権がこのオリガキーをして民主的ならしめる」ものであり、他方「民主的支配の本質的手段は責任ある

交替可能の指導である」とすると、責任内閣制と政治権力への民衆参与を交互に媒介し、同時に自身、議会主義の政治過程、政治構造において中核的地位と役割とを占め、しかも政権を担当しうる政党としてのリーダーシップと実力を備えたイギリスの二党制は、たしかにイギリス議会主義の生命原理であるとされるのもいわれなしとはしない。附記するまでもなく僅かの例外時期を除いて、かつての *Tory v Whig* から現在の保守党対労働党に至るまでデュアリズムに依る政権交替の歴史は、イギリス議会主義と二党制の密接不可分の関係を簡潔かつ有力に物語っている。また、たしかに、現在のマス・デモクラシーという諸条件の下での選挙——議会——内閣という議会制の権力循環様式とかかる権力循環の一般的表象は、狭義の議会過程と広義の政治過程の双方を支配し貫流する政党制なしには考ええないものではある。一九世紀から二〇世紀にかけての参政権の拡大にともなう政党の組織・機能の発展、拡大を媒介とする議会主義の構造および機能転換は、伝統的議会政治を内閣制へと権力構造における権力の重点を議会から内閣へと変貌せしめたのも事実である。ちなみにここにわれわれは参政権——政党——伝統的議会制度という三者の権力関係のダイナミズムが惹起した政治的帰結の意味と、その動態的連関を歴史的に分析することの重要性を見出すのであるが、議会主義と政党とのかかの連関を歴史的にトレースする課題はさしあたって本稿の直接の目的ではないので、将来の研究課題として残しておくことにしたい。

ところで以上のような引照基準にもとづくアプローチで試みられた制度論、機構論の圧倒的優位の故に比較的に関却もしくは無視された領域が、政党論独自の分野であつたことはいうまでもない。議会主義の政治過程、イギリスの権力構造における政党の機能と役割、権力機構としての政党の組織論的究明、政党リーダーシップの問題、政治的カルチュアと政治状況の展開との相関関係で捉えられた政党の構造および行動様式の解明といった問題意識がイギリス

では稀薄であつたから、既成制度としての二党制という発想に一方的に依拠することになり、政党論の独自の展開にほとんどみるべきものが少なかつた。<sup>32)</sup>

このようなイギリス戦前の政党論における理論的停滯と伝統的思考枠および問題意識の稀薄性を打破して——停滯自体にはイギリスの体制的安定、議会主義レジームの均衡保持という現実的基盤があつたが、この政治構造、体制の第二次大戦後の変動は逆に停滯から研究の現状打破への現実的根拠であることはいうまでもない——新鮮な生気を政治学、なかならず政党の研究にもたらしたのが第二次大戦後の相次ぐイギリス政党に関する諸研究であつた。<sup>33)</sup>しか

し、これらの諸著作にしても、議会主義制度の論理という根本前提なり、伝統的に正統化された思考方法や、制度論的記述的分析方法ないし二党制主義<sup>デュリスム</sup>を方法的に反省ないし批判し、新しい研究の視座、方法もしくは理論的枠組

の再構成に踏み切つたという風には必ずしも評しえない。政党と議会主義との構造的機能的連関は、制度と制度の連関、ないしある制度の別の制度に対する役割関係という静態的観点からは到底分析しつくしえないものである。もとよりそれを全面的に抜うことは筆者の現在の能力では不可能であるし、その包括的究明には高度の理論化が要求されるであろう。それはこんごに残された課題として、さしあつて筆者は、議会主義と労働党リーダーシップの形成過程との関係というテーマを後者に分析の焦点をおいて進めるものであるが、それは一面では議会制の論理、制度の次元をあらかじめ指定し、他面、二党制の政権交替の論理と機構を前者の要請にフィットするものとして弁証するといつた二組の制度の協調的相互関係を説明するという方法をもつては、イギリスの政治過程、政治構造の動態的把握が難しく思われるからである。言葉を換えていえば、イギリスの政治過程における政党の組織化もしくは解体過程、とりわけ先に述べた問題観に従つてそこにおける労働党リーダーシップの問題にしぼつて検討するのは、労働党リー

ダーシッパの形成および確立過程に、イギリス議会議主義と政党——さらにイギリス的社會主義およびその担い手としての運動ないし党——とのダイナミックな緊張關係が集約的に表現されていると考えられるからなのである。そしてまた、そこに、つまりその過程において形成された労働党リーダーシッパは、今日の労働党のリーダーシッパの原型をなすものであり、今日の諸問題解明に一つの照明をあてることになるであろうと考えるからであつた。

今試みに一九一八年から一九五一年までの投票分布、議席数をみると次のごとくである。<sup>(34)</sup>この間の初期の政党史についてパトラーは「一九一八年から一九二九年までの時期はイギリス政治の混乱期であつた。とくにその前半はそうであつた。クーパー選挙は政党制度を混乱させ、明確な政党配置 party alignment が回復されたのは一九二二年であり、整然とした二党制への復帰が問題なく明瞭になつたのは一九二四年であつた」という説明を与えている。<sup>(35)</sup>

選挙制度としての小選挙区制が二党制に有利に作用することについては M・デューヴェルジエの研究が明らかにしているが、<sup>(36)</sup>イギリスの同選挙制度は、当時小政党化の傾向をたどり、二大政党の地位を労働党に譲りつつあつた自由党側の不満から発する比例代表制の要求があつたにもかかわらず「全体として小選挙区制度はおどろくほど関心を払われない」<sup>(36)</sup>ままで労働党の二大政党への編成替をもたらしたのであつた。もともと支配層の操作する選挙制度の人為的操作は政党の勢力關係およびその政治的表現に少なからず影響を及ぼすものであるが、この分野での変更はなかつたにしてもこの小選挙区制自体は小政党に不利であるとされている。こうした小政党として出発した労働党にとつては不利な条件の下で自由党の衰退と労働党の二大政党の一翼への漸進的進出とが交錯しつつ、二大政党の再編をみたこと、その過程において労働党リーダーシッパが形成されたということも見逃しえない重要な点であろう。

第一次大戦前後期における保守党対自由党の伝統的二党制の解体、自由党の凋落に伴なう労働党の政権担当政党へ

の漸進的進出、そして保守党対労働党への二大政党制の再編成が議會主義の枠内で何故にまたいかにして可能であったのだろうか。労働党の目ぼしい事件について現象的に拾つてみると、一九一八年の政策・組織の再編、全国的政治指導への基礎準備、一九二二年、自由党に代つて「陛下の反対党」His Majesty Oppositionへの進出、党首選出、一九二四年同二九年の第一次および第二次労働党内閣の成立、一九三一年の挙国内閣の成立にともなう労働党の危機と危機への対応、政策立案機構の強化等々がありそれらを通して労働党リーダーシップは確立されたものである。自由党に代つて労働党のリーダーシップはこの過程を通じてどのように形成されたのか、また形成されざるをえなかつたのか。いかなる政治状況を背景にしてどのような課題をにない、それ故にいかなる組織、政策を要し、またいかなる形式と内容のリーダーシップを形成しなければならなかつたのか、形成することになつたのか。等々の課題を分析するのが本稿の直接の主題であるが、それは以上にのべたようないわば二重の問題から出発したものである。

第一章では一九〇〇年、労働代表委員会 Labour Representation Committee として、つまり、伝統的議會権力へのいわば圧力団体として出発した労働党が一九一八年に政策、組織の再編を行つてリーダーシップの飛躍的強化を行うに至つた基本的要因が何であつたかを簡単に明らかにし、ついで、再編を完了した労働党が「陛下の反対党」へと前進するに至つた状況、ついで一九二四年、一九二九年に第一次第二次労働党政権をみるにいたつた時点でのリーダーシップの状況を究明する(第二章)。以上の分析を通して、この約三〇年という歴史の舞台において労働党のリーダーシップがそれぞれの状況下においていかなる諸要因との交互作用においてどのように形成されるに至つたかという問いえの大まかな構図と見透しとを画きだしたいと思う。いずれ近い将来一九三一年の挙国政府(National Government)の成立とそれに伴なう労働党およびそのリーダーシップの危機と回復という問題も——それなしには本稿はおそらく

不十分であるから——検討するつもりであるが、今回は一九二九年という時点で筆を擱くことにして、次の研究に譲りたい。

- (1) Carl Schmitt, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, 1926, SS. 5-30. 議院制度の批判に関するドイツ語の文献については、同書二九頁の註に精しい。この問題については政治制度論に関するほとんどすべての文献が多少とも觸れているから敢て附記するまでもない。さしあたってイギリスのデモクラシーの問題点を手際よく要約したものとて S. Neumann (ed.), *Modern political parties*. 1956, pp. 9-11, 所収の S. ビアの問題提起が適切である。岩波講座、現代思想第六巻「民衆と自由」(昭和三十三年)の關係各論文参照。
- (2) D. E. Butler, "American myths about British parties", *Virginia Quarterly Review*, Vol. 31 (Winter, 1955) pp. 46-56. その論文の要旨については法学会論集第九巻一号「イギリスの政界および圧力団体の研究の現状について」(拙稿)参照。
- (3) S. Neumann (ed), *op. cit.*, pp. 9-11.
- (4) 政界の対立形式としてのデュアリズムおよびテクニカル・デュアリズムの意味と機能等については M. Duverger, *Political parties*, 1954, p. 214; pp. 208-228.
- (5) Leslie Lipson, "The two-party System in British politics", *American political science Review*, Vol. XLII, No. 2, pp. 337-358. における二党制の原因に関する諸説の批判的蘊所を参照。
- (6) D. E. Butler, *op. cit.* "two more responsible party-system" 派のアメリカ二大政界改革論およびその前提にひそむ仮説に対する批判的見解については L. D. Epstein, "British mass parties in comparison with American parties", *Political science quarterly*, Vol. LXXI, No. 1. がすぐれている。
- (7) L. D. Epstein, *op. cit.*, p. 123.
- (8) F. Neuman, *The democratic and the authoritarian State*, 1957. pp. 12-13.
- (9) V. D. Gablentz, *Politischen Parteien als Ausdruck gesellschaftlicher Kräfte*, 1952.
- (10) V. D. Gablentz, a. a. O., SS. 8-10. L. Lipson, *op. cit.*; S. Beer, *op. cit.*
- (11) R. T. Mckenzie, *British political parties*, 1955.

- (12) 前掲、法学会論集一〇〇頁—一〇九頁参照。
- (13) John Strachey, *Contemporary capitalism*, 1956, pp. 166-168; R. T. McKenzie, *op. cit.*
- (14) R. T. McKenzie, *op. cit.* マツケンシーは院外政党組織が投票獲得機械化 (vote-getting machine) し、それは保守党、労働党に共通する現象である点を克明に説明している。そして、マツケンシーによる、それがイギリス議会主義における民主的統合過程に応わしい政党組織の在り方であるとされている。つまりマツケンシーは本書全体においてこのリーダーシップの同質化過程を逆説的ではあるが詳細に説明したものと見えよう。
- (15) 政策怠慢の機構の不可避性については神川信彦氏のすぐれた説明がある。神川信彦「イギリスの議政政治」(思想三九四号)参照。一章、二章(後述)参照。
- (16) *New Fabian Essays*, 1952, 邦訳、社会改革の新構想、二五頁。
- (17) *New Fabian Essays*, その代表的ケースであるが、党内左派ならびに共産党による批判も見落しえない。最近のものでは G. D. H. Cole, *Is this socialism?* 1954.
- (18) 前掲社会改革の新構想、二三頁。
- (19) A. A. Rogow and P. Shore, *The Labour government and British Industry 1945-1951*, 1955, p. 186.
- (20) A. A. Rogow and P. Shore, *op. cit.*, p. 187. は次のように指摘している。「現状への政治的挑戦は、福祉国家によつて物質的満足をもたらされたけれども、精神的満足をもたらされないとこの労働党の平党员からひき出される。」
- (21) A. A. Rogow and P. Shore, *op. cit.*, p. 184.
- (22) Sir Ivor Jennings, *The British Constitution*, 1950, p. 31.
- (23) H. R. G. Greaves, *Die Britische Verfassung*, 1951, SS. 92-121.
- (24) Friedrich Glum, *Die Britische Demokratie*, 1956, SS. 35-84.
- William Robson, *The British System of Government*, 1953, pp. 7-14.
- Cecil S. Emden, *The people and constitution*, 2 ed, 1956, Chap. 5, 9, 10, 11.

その他無数といつていい程の文献をあげることができ、ここではごく最近のものうちの一部をあげるに満足しなくてはならない。精しくは前掲 R. T. マツケンシーの巻末文献リスト参照。

なお前掲法学会論集、拙稿においても若干最近のものを紹介してある。

- (5) Sir Ivor Jennings, *op. cit.* の外同著者の *The Queen's government, 1954, Parliament, 1940, Cabinet government, (2 ed) 1951.* 等参照。
- (6) K. B. Smellie, *The British ways of life, 1955, p. 153.*
- (7) この「vital principle」説はほとんど常識化したイギリス二党制の説明様式になっており、註(24)の文献の随所にみられる解釈形式である。
- (8) R. Thoma, *Über Wesen und Erscheinungsformen der Modernen Demokratie, 1948, S. 6.*
- (9) Archey, 1924, Bd. 51, S. 265. (A. Weber)
- (10) 政治過程とは一応区別しうる概念で議会へと統合される議会主義的に正統的な権力形成過程——したがってその中核は公式の選挙——を指す。
- (11) このような視座から試みられた研究書はほとんどないといつてよい位で、むしろこんごに残されている重要な研究方法ないし課題といえよう。さしあたつてこのような方向での研究をめざす若干の論文については前掲法学会論集(拙稿)において紹介してあった。
- (12) もっとよりミヘルズ、オストロゴルスキーなどの古典化したすぐれた政党論は別である。
- (13) Ivor Bulmer Thomas, *Party System in Great Britain, 1953.*
- (14) S. D. Bailey (ed), *The British party system, 1952, (2 ed) 1953.*
- (15) R. T. Mckenzie, *The British political parties, 1955.*
- (16) M. Duverger, *Political parties, 1954.*
- (17) S. Neumann (ed), *op. cit.*
- (18) H. Pelling, *The origin of Labour party, 1955.* 等を代表的なものとしてあげることが出来る。その他 D. E. Butler, H. G. Nicholas 等による一九四五年、五〇年、五一年、五五年の総選挙の分析も貴重な研究といえよう。
- (19) D. E. Butler, *The Electoral System in Britain 1918-1951, 1953, p. 173.*

年次	議 席 数					得 票 率 (%)			
	全議席数	保守党	自由党	労働党	その他	保守党	自由党	労働党	その他
1922	615	346	115	142	12	38.2	29.1	29.5	3.2
1923	615	258	159	191	7	38.1	29.6	30.5	1.8
1924	615	419	40	151	5	48.3	17.6	33.0	1.1
1929	615	260	59	288	8	38.2	23.4	37.0	1.4
1931	615	521	37	52	5	67.1		30.7	2.2
1935	615	431	21	154	9	53.6	6.6	37.8	2.0
1945	640	212	12	394	22	39.8	9.0	47.8	3.4
1950	625	298	9	315	3	43.5	9.1	46.1	1.3
1951	625	321	6	295	3	48.0	2.6	48.8	0.6

(35) 一九一八年の選挙を通常クーパー選挙と呼んでいる。なお同選挙の詳しい事情については後述。

(36) D. E. Butler, op. cit., p. 14.

(37) M. Duverger, op. cit., pp. 216-227.

(38) D. E. Butler, op. cit., pp. 14-15.